

犯罪被害者等への 支援策と支援体制について

市民局 市民生活部 市民生活安全課

都市経営戦略会議 (R2.10.26) 資料

審議事項

「さいたま市犯罪被害者等支援条例（仮称）」
に基づく犯罪被害者等への**支援策**と**支援体制**
について御審議いただきます。

背景①犯罪被害者が直面する問題

発生直後
どうして
いかわから
ない

仕事や家庭のこ
とが手につか
ない

自宅や近所で被
害を受けたので
転居したい

事件の記憶がよ
みがえってしま
い精神的苦痛が
激しい

●事件発生

●捜査

●起訴

●裁判

●更生保護

相談に行きた
いが外にでる
のが不安

何度も被害に
ついて話さな
いといけない
ことが苦痛だ

まわりからど
ういう風に見ら
れているか不安

貯金が底をつき
生活が苦しい

会社を休みたい
が、給料の減少
や解雇が不安だ

背景②犯罪被害者が直面する**問題**

犯罪被害者等の抱える様々な問題

- 経済的困窮
- 日常生活困難 など

いざ相談しようとしても・・・

- どこに相談して良いのかわからない
- 相談相手や、人目に付く相談環境に不安
- 様々な窓口で何度も説明する負担
- 警察や市役所等、関係機関への移動の負担 など

背景③犯罪被害者等支援の主な動向

犯罪被害者等支援の実現が求められる背景

地下鉄サリン事件等の凶悪な事件

- ◆PTSDなどの精神的被害が社会で広く認識される
- ◆医療・福祉・雇用など生活全般にわたる支援の必要性
- ◆多岐にわたる施策を総合的かつ横断的に推進するための法整備の必要性

「犯罪被害者等基本法」

(国) 平成16年～

「犯罪被害者等基本計画」

(国) (3次) 平成28年～

さいたま市犯罪被害者等支援要綱 (平成30年4月1日施行)

総合的対応窓口の設置 (市民生活安全課内)

現状の主な支援策及び支援体制

◆ 総合的対応窓口の支援内容

- 犯罪被害者等施策の企画、調整
- 広報啓発
- 相談及び情報提供
- 民間支援団体との連携及び協力

現状の課題

◆ 現状の支援の課題

- 具体的な支援策がない
- (相談及び関係機関への繋ぎのみ)
- 相談件数が少なく実績が乏しい
- 相談環境の整備が不十分
(専用相談室・相談員なし、対応は男性職員のみ)

※ 令和2年2月議会にて、「犯罪被害者等支援条例の制定を求める決議」が議決。犯罪被害者等支援の拡充を強く要望

課題解決に向けて

◆課題解決のため、支援の強化を図る

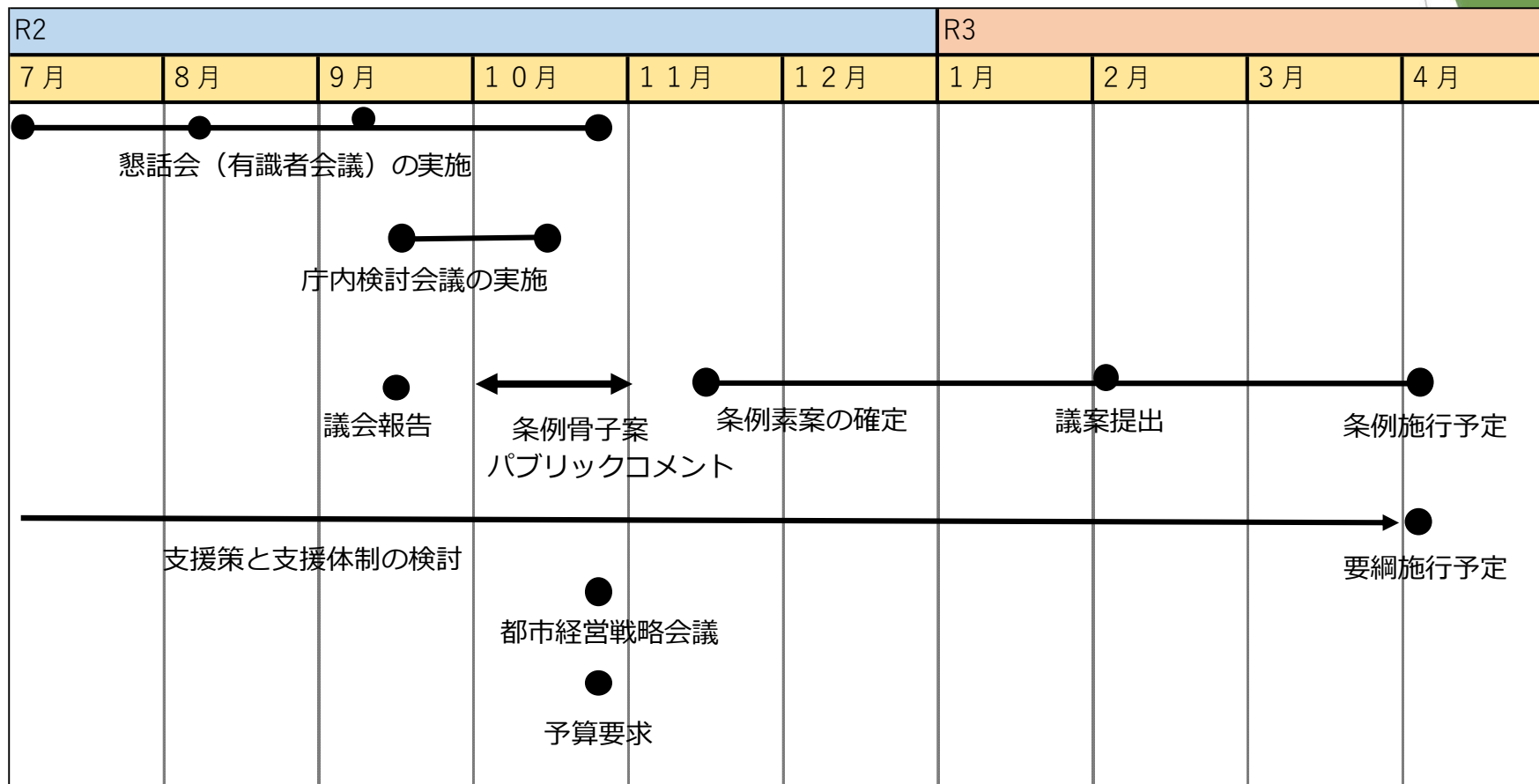
〈令和2年度〉

しあわせ倍増プラン2017に基づき、
「犯罪被害者等支援要綱」の見直し



「さいたま市犯罪被害者等支援条例（仮称）」及び
これに基づく**支援策**及び**支援体制**について必要と判断
（令和3年4月1日施行予定）

条例制定までのスケジュール



支援策及び支援体制の検討

◆ 専門的な意見の聴取

「さいたま市犯罪被害者等支援条例（仮称）
制定懇話会」を設置し、計3回開催

【有識者の主な意見】

- ・ **女性相談員（社会福祉士資格有）の配置**
- ・ **継続した経済的支援等の実施**
- ・ **各区役所への相談窓口の設置**

条例に基づく**支援策**

- **相談員による相談及び情報の提供**
 - ex) 原則、市民生活安全課で相談を実施
ただし、特別な事情がある場合は区役所等の相談室で実施
- **経済的負担の軽減**
 - ex) 犯罪被害を被った犯罪被害者等に見舞金を支給
- **日常生活の支援**
 - ex) 調理や洗濯といった家事の援助に係る費用の助成
子どもの一時保育に係る費用の助成
- **精神的被害から回復するための支援**
 - ex) 精神医療・カウンセリングに係る費用の助成

条例に基づく**支援策**

➤ **居住の安定に向けた支援**

ex) 新たな住居への転居費の助成

➤ **弁護士による法律相談の実施**

ex) 犯罪被害に精通した弁護士による法律相談の実施

➤ **安全確保に向けた施策**

ex) 個人情報への適切な取扱いの確保に最大限の配慮

➤ **雇用の安定を図るための支援**

ex) 事業者へ犯罪被害者等への十分な配慮を要請

支援金一覧

支援金の種類		支給額	備考
見舞金	遺族見舞金	300,000円	一事件につき1回まで
	重傷病見舞金	100,000円	一事件につき1回まで
	性被害見舞金	100,000円	一事件につき1回まで
精神医療等費		150,000円	3年以内で利用可
転居費		200,000円	1年以内で利用可
一時避難費		6,000円	1泊あたりの金額、7泊まで利用可
家事援助費		1,500円	家事に係る費用1時間あたりの金額であり60時間まで利用可
		2,300円	介護に係る費用1時間あたりの金額であり60時間まで利用可
一時保育費		2,500円	1回あたりの金額であり10日まで利用可
法律相談		※	委託にて実施

◆ 各支援金の設定に当たって

- ・ 支援金の種類については、経済的負担の軽減となる見舞金に加え、犯罪被害に遭った直後に必要となる支援を設定
- ・ 支援金の種類及び支給額については、他市の状況や懇話会の意見などを参考に設定
- ・ 支援金の種類や支給額等は、社会情勢の変化に合わせて対応

支援策の政令市比較

支援金の種類	さいたま市	札幌市	大阪市	横浜市	名古屋市	神戸市
見舞金	○	○	○	○	○	○
精神医療等費	○	○	○	○	○	—
転居費	○	○	○	○	—	○
一時避難費	○	—	—	○	○	○
家事援助費	○	—	○	○	○	○
一時保育費	○	○	○	○	—	○
家賃補助費	—	○	—	—	—	○
教育関係費	—	—	—	—	—	○
就労準備金	—	—	—	—	—	○
ハウスクリーニング費	—	○	—	—	—	—
法律相談	○	—	○	○	—	—

条例に基づく支援体制

◆専用相談室・相談員の新設



条例に基づく**支援体制**

◆ **窓口・相談室を市民生活安全課に一元化**

複雑多岐に亘る相談事案について、問題の長期化や副次的な問題の発生リスクを減らすには、一定の専門性を有する職員による迅速かつ切れ目のない支援の実施が必要である。

市民生活安全課に総合的対応窓口と本庁内に専用相談室を一元化して設置する。



◆ **ニーズに合わせて支援体制を拡充**

今後の相談実績等を踏まえ、支援体制の拡充について検討。区役所などへの相談窓口の設置について検討を行っていく。

条例に基づく**支援体制**

◆ 庁内における連携

職員研修の実施

職員研修を実施し、犯罪被害者等に対して配慮すべき点を確認したり、犯罪被害者等が区役所に来た場合を想定して、市民生活安全課への案内等のシミュレーションを実施

関連する既存事業の活用

本市の既存事業のうち、犯罪被害者等の問題解消に当たり、活用可能な制度等を洗い出し、部署間でスムーズに連携できる環境を整備

おわりに

➤ 犯罪被害者等**支援策**について

個々のニーズに応じた各種支援策を実施することで、犯罪被害者等の権利利益の保護や、被害の軽減・回復を図る。

➤ 犯罪被害者等**支援体制**について

総合的対応窓口に続き、専用相談室（女性相談員配置）を新設することで、迅速かつ切れ目のない支援の実施を目指す。